

運営規定

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う居宅介護支援の事業は、高齢者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が指定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 おうよう園介護相談センター
- (2) 所在地 弘前市大字山崎三丁目6-1

(職員の職種及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (2) 介護支援専門員
介護支援専門員は、要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時受付等は可能な状態とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条の規定する事業所内の相談室その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 使用する課題分析表の種類 全社協方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条の規定する事業所内の相談室その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回ほか必要に応じて訪問する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 1. 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

2. 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定居宅介護の支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道50キロメートル未満 1,000円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から 片道50キロメートル以上 2,000円
- (3) 前項の交通費の支払いを受けるに当たってはあらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施内容)

第8条 通常の事業の実施地域は、津軽広域連合の区域である弘前市・平川市・黒石市・南津軽郡・中津軽郡とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 従業員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 従業員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

4. この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項はおうよう園介護相談センターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2018年3月1日から施行する。